

マリトレジャー安全レポート

第11号

第七管区海上保安本部
マリトレジャー安全推進室
TEL 093-321-2931
E-mail:kyuunan-7@kaiho.mlit.go.jp



平成18年4月
プレジャーボート等
海難発生隻数

合計	5隻
衝突	1
乗揚	0
転覆	0
浸水	0
推進器障害	1
舵障害	0
機関故障	3
火災	0
爆発	0
行方不明	0
運航障害	0
安全障害	0
その他	0



水上オートバイが転倒、1人行方不明 山口県萩市

5月6日午前11時45頃、山口県萩市の菊ヶ浜海水浴場沖合で、2人が乗った水上オートバイが遊走中に転倒し、1人が行方不明となりました。

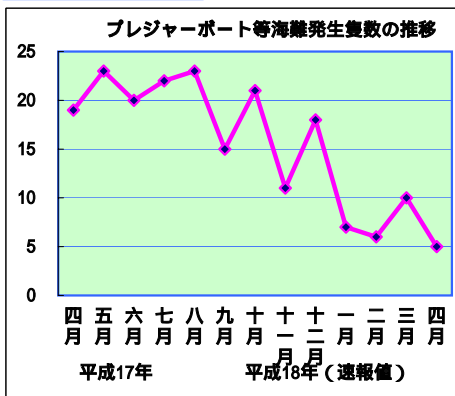
行方不明者等4人は、午前10時30分頃から、交代で水上オートバイに乗り遊走していたところ、沖合い200メートル付近海上で大波を受け転倒し、乗っていた2人が海上に投げ出されました。2人は水上オートバイに向け泳いだものの、水上オートバイの風に流される速度が速く、追いつけなかったことから、海水浴場沖合いのテトラポットに向けて泳ぎ始めましたが、当時、沖合いに向けた風が強く、テトラポットにたどり着くことが出来ず、漂流状態となり、仲間が救助要請した漁船に1人は救助されましたが、1人が行方不明となったものです。

ライフジャケットは必ず着用しましょう。

水上オートバイに乗艇中は、ライフジャケットの着用が法律で義務付けられています。1人はウエットスーツを着用していましたが、2人ともライフジャケットは着けていませんでした。

山口県北部には、強風注意報が発令中で、気象庁萩測候所では、当時、南東の風約8メートル、瞬間風速18メートルを観測しています。

予期せぬ時に起きるのが事故です。日頃から安全対策の励行を忘れてはなりません。映画「海猿」が話題になっていますが、ダイバーはバディでの潜水が基本です。お互いが相手の装備の不備や潜水中の行動をチェックします。「まあ、いいか。」でなく、お互いが、そして、みんなで安全対策に心がけたいものです。



門司地方海難審判庁裁決から ~シリーズ~

【事故の概要は】

漁船A丸は、漁場において囲い刺網漁を終えU漁港に帰港中、見張り不十分により、シーアンカーが海底に絡み錨泊状態となったプレジャーボートB丸の船尾左舷側に衝突しました。

A丸は船首船底に擦過傷、B丸は船尾左舷側及び船外機を圧壊及び船長が全治2ヶ月の尾骨亀裂骨折等の怪我をしました。

【事故の原因は】

皆さんは、錨を入れたりシーアンカーを入れて釣りをする場合、当然、走っている船が避けるもんだと思いませんか？ 勿論、走っている船は、当然見張りを厳重に行い錨泊している船を避けなければなりません。錨泊している船は何もしなくても良いのでしょうか？・・・裁決を見てみますと・・・

【裁決主文から】

「本件衝突は、A丸が、見張り不十分で、前路でシーアンカーを海底の障害物に絡ませて錨泊状態となっているB丸を避けなかったことによって発生したが、B丸が、同アンカーを船尾から投入し、操船の自由を確保せずに錨泊したばかりか、同錨泊状態となった際、見張り不十分で、避航を促すための有効な音響による注意喚起信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらなかったことも一因をなすものである。受審人両船長を戒告する。」

このように、錨泊中の船であっても「衝突を避けるための動作をとらない」ということで責任を問われます。錨泊中、漂流中であっても、周囲の見張りは適切に行い、咄嗟の場合は、直ちに注意喚起や、錨ロープを切断して避航するなど適切な措置をとりましょう！



ゴールデンウィーク安全推進活動実施状況

第七管区海上保安本部では、「海で安全に楽しく遊ぶために ～大切な命を自分で守る～」をメインテーマとして、「ゴールデンウィークにおけるマリレジャー安全推進旬間（4/28（金）～5/7（日）までの10日間）」を設定し、安全推進活動を実施しました。

GW期間中の事故は・・・

プレジャーボート等の海難隻数は7隻でしたが、海難に伴う死者・行方不明者はありませんでした。

海難は機関故障3隻、推進器障害2隻、乗揚1隻、運航障害（無人漂流）1隻でした。

マリレジャー関係の海浜事故者は4人で、事故に伴う死者・行方不明者は1人でした。

事故は、4人とも帰還不能（1面掲載の水上オートバイ事故2人、ボードセーリング中が2人）でした。



【被災航中の機関故障船】

ライフジャケット着用状況調査結果

【プレジャーボート等乗船者】

	調査隻数	乗船者数	着用者数	非着用者数	着用率
クルーザーボート	126	297	178	119	60%
モーターボート	1202	2291	1534	757	67%
クルーザーヨット	56	274	183	91	67%
ディンギーヨット	9	20	17	3	85%
水上オートバイ	90	112	110	2	98%
その他	196	288	131	157	45%
遊漁船	628	1578	957	621	61%
合計	2307	4860	3110	1750	64%

「その他」とは「シーカヤック」、「ゴムボート」及び「その他」をいう。

【釣り愛好者】

	人数	着用者数	非着用者数	着用率
磯釣り	594	382	212	64%
岸壁・防波堤釣り	3713	490	3223	13%
合計	4307	872	3435	20%

ライフジャケット着用状況は・・・

釣り愛好者やプレジャーボート乗船者等の救命具の一つであるライフジャケットの着用状況の実態を調査しました。

着用率は、プレジャーボート等の乗船者が64%（昨年比7ポイント増）磯場での釣り愛好者も64%（昨年比25ポイント増）でした。

着用は誰のためでもありません。あなた自身のためです。愛する人を悲しませないためにも必ず着けましょう。



安全推進活動は・・・

管内各地のマリーナ、釣具店、遊漁船業者、映画館等を訪問して、ライフジャケットの着用など自己救命策確保の重要性に理解を求めるとともに、マリレジャー愛好者や若年齢層者等を対象に安全講習会、巡視船への体験乗船等を実施し、海上安全思想の普及に努めました。

また、巡視船艇延べ293隻が海上で、ライフジャケット着用、見張り・出港前点検・船体機関の整備の励行等を指導しました。



【現場指導】

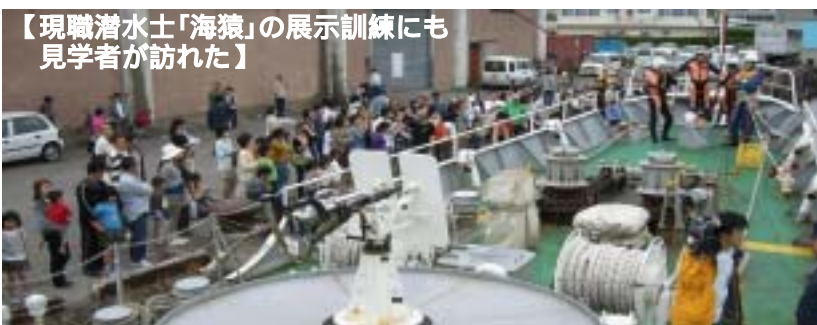
【釣具店でポスター掲示】



【映画「海猿」上映前の現職保安官潜水士の啓発活動】



【現職潜水士「海猿」の展示訓練にも見学者が訪れた】



関係法令違反は・・・

「船舶職員及び小型船舶操縦者法」に係る遵守事項（酒酔い等操縦の禁止、危険操縦の禁止、自己操縦義務等）違反は2件で、船舶検査の不受検、船舶書類の不備等による船舶安全法（同法施行規則を含む。）、無資格運航による「船舶職員及び小型船舶操縦者法」等の法令違反として、悪質なものを46件を検挙し、軽微なものを63件を警告しました。